業務用冷凍空調機器ユーザーによる

簡易点検の手引き

改正フロン法対応(フロン類の漏えい点検)

機台搭載クーラー編



1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言い、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンが大気に放出されると地球温暖化に対する影響が「CO2の数千倍」といわれており、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:フロン排出抑制法)と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちんと管理をしよう』と、取り決められました。

この「フロン排出抑制法」では、フロン類の製造から廃棄までの「フロンメーカー」、 フロン類を使用する冷凍空調機器を使用している「機器ユーザー」に国が「判断の基準」を 定め、各当事者のその遵守を求めるものとなっています。

※経産省・環境省・日設連発行「簡易点検の手引き」を参考に作成

2. 簡易点検について

(1)対象機器と点検頻度

全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について「簡易点検」を**四半期に1回以上**行うよう定められており、機台搭載クーラーも該当いたします。

また、機台搭載クーラーは一般的に冬季の使用は想定されませんが、未使用期間中も「簡易点検」は行う必要があります。

(2)点検者

「簡易点検」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています。

レンタル物件の場合は、一般的にはレンタル会社に「簡易点検」の実施が求められますが、 簡易点検のためだけに人員を派遣しなくても、別の用件があった場合に入念に点検する など、可能な範囲での簡易点検が求められています。なお、レンタル会社から使用者などに 簡易点検を委託した場合も、簡易点検の実施とみなされます。

(3)簡易点検要領

基本的には「点検者が安全で容易にできる外観目視点検」を実施することになります。 機器が防護柵がない屋根に設置されている場合や、長い脚立を使用しないと点検できない 場合などはこの限りではありません。

詳細は、次頁以降に点検要領を示します。

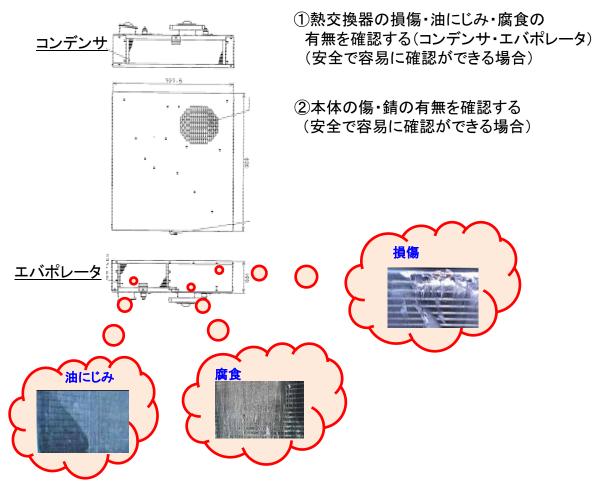
(4) 点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに専門業者に 点検・修理を依頼してください。

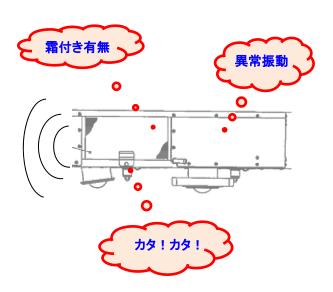
また、点検結果は記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

【機台搭載クーラー 点検要領】

(1)機器の外観を目視点検する



(2)機器の運転状態を確認する



①本体の異常振動有無および 異常音有無を確認する (安全で容易に確認ができる場合)

異常音の例「カタ! カタ!」

②熱交換器の霜付きの有無を確認する (安全で容易に確認ができる場合)

(注意)

周囲温度が使用温度(25°C)以下の場合は、 機器破損の危険性があるので運転 しないでください。